

第2回滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）議事録

日時：平成20年11月27日(木) 10:02～11:57

会場：滋賀県庁東館7階大会議室

出席者：(敬称略)

委員長 県土木交通部技監（河川政策担当）清水重郎

委員 国土交通省琵琶湖河川事務所長 津森ジュン

大津市技術統括監 新田敬師

彦根市副市長 松田一義（代理 道路河川課長 山田静男）

草津市副市長 山岡晶子（代理 産業建設部長 中島直樹）

守山市副市長 松村 茂（代理 都市経済部次長 上田輝章）

湖南市副市長 中津 勇（代理 産業建設部長 山中恒男）

高島市副市長 山内 敬（代理 土木交通部次長 駒井和久）

竜王町副町長 青木 進

湖北町副町長 八木健精

高月町副町長 田中久二

防災危機管理局長 小椋正清（代理 参事 田中弘明）

県県民文化生活部県民生活課長 上山哲夫（代理 課長補佐 横井幹彦）

県健康福祉部健康福祉政策課長 山本 洋（代理 主幹 上村達也）

県農政水産部農政課長 安田全男（代理 主幹 箕浦宏昌）

県土木交通部河港課長 中谷恵剛

県土木交通部砂防課長 桑山勝則（代理 課長補佐 大喜多秀哉）

県土木交通部住宅課長 東 清信（代理 課長補佐 梶岡 聡）

県土木交通部建築課長 梅影義明（代理 主幹 田村 衛）

事務局 県土木交通部流域治水政策室

議 事

1. 開 会

2. 議 事

(1) 滋賀県流域治水基本方針（原案）について

(2) その他

3. 閉 会

1 開会

【事務局】 おはようございます。定刻を少々回りましたので、ただいまから第2回滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）の委員会、およびワーキンググループの合同会議を開催させていただきます。私は流域治水政策室の伊香と申します。どうぞよろしく願いいたします。はじめに資料の確認と、注意事項について申し上げます。資料の数が多くなっておりますので、ひとつひとつの紹介を省略させていただきます。次第のところから資料1から5、それから参考資料1から7まであります。確認をお願いしたいと思います。委員の方は机の上に置いておりますけれども、ワーキングとして参加していただいている方、傍

聴の方につきましては、受付のところに資料がありますので、もし無い方はお申し付けいただきますようお願いいたします。

また、注意事項でございますけれども、本会議の資料、それから議事概要につきましては、ホームページで後日公開をさせていただくことにしております。よろしく願いいたします。

それから、この委員会の運営要領の中に、傍聴できることになっております。傍聴者の方は今日も何人かいらっしゃることをご報告させていただきます。

もう1点、傍聴者の方についても会議の最後に発言を認めさせていただくということになっております。会議の一番最後に時間を設け

ることにしておりますので、それまでお待ちいただきたいと思っております。

それから、ご意見につきまして時間の関係で十分発言ができないということがございましたら、資料の一番最後に今日のご意見を記入するという用紙がございますので、もしよろしければそちらのほうへご記入いただくということでお願いしたいと思います。

注意事項は以上でございます。

それでは、ここからの進行は本行政部会の委員長であります、滋賀県土木交通部技監、清水技監をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

【委員長】 皆さんおはようございます。ただいまご紹介のございました滋賀県土木交通部技監の清水でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。今年もあと3日で12月ということで、大変慌ただしくなっております。何かとお忙しいところ、皆さん方にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年は台風が一度も上陸しなかった。発生は21個発生いたしております。その台風がもたらす雨は全国各地で非常に被害をもたらしたということでございましたけれども、上陸したのは1951年以来でゼロであります。ご承知のように、平成16年には10個上陸いたしております。大変な被害がございました。そうした中で、一方、日本全国でゲリラ豪雨が各地を襲いました。時間雨量で80mm以上を気象庁では「猛烈な雨」と呼んでおりますが、この猛烈な雨が非常に今年は多かったということになってございます。

本県におきまして、7月18日は長浜の市街地で時間雨量84mmという猛烈な雨が降って大変な被害が出ております。それから、7月28日には大津市の大戸川流域の周辺を中心に大雨が降っておりまして、大鳥居の観測所で総雨量86mmが観測をされているところでございます。新聞等で天神川上流で観光客が取り残されたという報道もされております。また、9月2日にも東近江市の山沿いで石樽峠のあたりでございまして、総雨量666mmという雨で大変な災害も発生しているところでございます。

また、全国各地でも、ご承知のように神戸の都賀川で急に水かさが増えてお亡くなりにな

った、あるいは金沢の浅野川のはん濫、あるいは愛知の岡崎の伊賀川のはん濫等々、多くございまして、皆さんご承知のとおりだと思っております。

本県では、これまではん濫をできるだけ起こさないような対策ということで、河川改修を中心に計画的に整備を進めてきたところでございます。しかしながら、一方で、時間雨量50mmをはるかに超える豪雨などもありますことから、どんな洪水にあっても人命を守る対策というものも大変重要でございまして、まさに流域治水が大変重要であると、このように考えているところでございます。

これまで皆さん方には何回もそれぞれの会議にご出席をいただきまして、ご討議いただきましたことを、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。本日も皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきながら、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

2 議事

【委員長】 それでは座らせていただきます。次第に従いまして、滋賀県流域治水基本方針（原案）についてのご意見を伺います。まず、これまでの検討結果と今後のスケジュール、流域治水の検討状況について、事務局から報告をいたします。事務局、よろしく申し上げます。

【事務局】 流域治水政策室長の中川でございます。本日は御苦労さまでございます。座らせていただきまして説明させていただきたいと思っております。

資料1によりまして、これまでの検討経過につきまして説明させていただきます。資料1をごらんいただきたいと思っております。

滋賀県の流域治水基本方針ということで、水害から命を守り壊滅的な被害を防ぐために、自助・共助・公助を組み合わせ、地域の実情に合った総合的な対策に流域全体で取り組む、そのための基本的な治水対策の考え方や役割分担などを基本方針として本年度末に取りまとめるということで、この会議をさせていただいております。

2の基本方針の方向性でございますが、住民と行政との協働型治水を目指すということで、(1)の「はん濫をできるだけ起こさない防災対策」で、3点ございます。(2)は「は

ん濫を起こした場合でも命を守り被害を出来るだけ少なくする減災対策」ということで、4点を考えております。

これらの検討経過でございますが、県民や市町の意見等を基本方針に反映させる取り組みを進めるということで、まず滋賀県の庁内検討組織といたしまして、琵琶湖流域治水推進部会、この推進部会は県庁内36所属で構成しております、そこが中心となって基本方針をつくるわけでございますが、国・県・市町が共同で検討するというので、今回の部会でございますが、流域治水検討委員会の行政部会等を設けさせていただきまして、行政間で連携が必要な防災体制、まちづくり政策について主に議論をいただいております。

あわせて、住民の意見をいただくということで、右の住民会議、住民10名の公募委員が主体的に議論いただいております。「自助・共助における県民の役割と公助に期待する事項「流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策」について、今まで7回の会議を開かせていただきまして、議論いただいております。

また、学識経験者から意見をいただくということで、統合部会を開催します。後ほど説明させていただきますが、この部会にはこの行政部会からの代表者もご出席いただきたいと思います。それと、住民会議からの代表者も出席いただきまして市町、住民、学識経験者のご意見を踏まえまして、最終的な基本方針を取りまとめたいと思っております。また、方針を取りまとめる際には、県民の意見募集ということでパブコメを予定しております。これらを経て年度末に滋賀県流域治水基本方針を決定させていただきたいと思っております。

次のページをめくっていただきたいと思います。今までの経緯につきまして詳しく述べておりまして、まず琵琶湖水政対策本部の琵琶湖流域治水推進部会でございます。この検討事項につきましては、県庁内の関係36所属によりまして、「琵琶湖流域治水政策の構築に関すること」と「これらの庁内調整に関すること」ということで、推進部会を設立しております。

平成18年10月24日に対策本部におきまして、この推進部会の設置を決定いたしまして、平成18年11月7日に第1回推進部会を開催したということです。それから、関係課の担当者によりましてワーキング会議を今まで5回開かせていただいております。これらの中に

おきまして、例えば要援護者対策の情報保護への絡みでどのようにして要援護者対策をするべきか、また、土地利用や開発規制の手だてといたしまして、地元の市町の理解を得るのが非常に困難であるということも議論させていただきました。また、これらの流域治水に関わります内水の仕事につきましては、市町の役割が非常に大きいということで、これらの検討も十分していく必要があるのではないかと議論をいただきました。

それらの議論を経まして、第5回のワーキングということで、平成20年11月20日でございますが、流域治水基本方針(原案)今日、説明させていただき原案と同じでございますが、説明をさせていただきまして、意見提出を依頼しているところでございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。流域治水検討委員会(行政部会)当行政部会の検討経過でございます。検討事項といたしまして2点、水害に強いまちづくり政策、水害に備える防災体制ということ。委員構成は、今日来ていただいております9市町、主に副市長さんをお願いしております。そして、琵琶湖河川事務所長、県庁内の特に関係のある機関の長ということで、お願いしております。

第1回委員会とワーキング合同会議を、平成19年8月22日に開催いたしまして、今後の検討の方向性といたしまして、自主防災組織の充実化、ハザードマップの作成と活用方策、土地利用規制とまちづくり、の住民参加プロセスの検討、でございます。の住民参加プロセスにつきましては、この議論を経まして住民会議の設立へということで、移させていただきました。

これらワーキング会議を経まして、第4回のワーキング会議を平成20年9月17日に、主に4点、(1)自主防災組織の充実化、(2)ハザードマップの作成と活用のための啓発、(3)土地利用規制とまちづくり、(4)住民参加プロセスということで議論させていただき、今回の流域治水基本方針に反映することとさせていただきます。

次のページでございますが、流域治水検討委員会の住民会議ということで、2点の検討課題を持っております。「自助・共助における県民の役割と県民が公助に期待する事項」、「県民への普及と協働で取り組む方策」ということで、公募県民10名とアドバイザーから成ります委員を構成いたしまして、今まで7

回の会議を開かせていただきました。

最後7回目を見ていただきますと、自助・共助に関する提言案ということで、今、中間取りまとめという形で、水害から命を守る地域づくり、3点ございまして、「安全な避難ができる地域づくり」、2つ目「地域の防災組織が元気な地域づくり」、3番目「先人の知恵と新しい情報が共有できる地域づくり」、これらを目指しているんな方をまとめていただいているところでございます。これにつきましては後ほど説明します基本方針の中に反映させていただいています。

また、公助に期待する事項といたしまして、「安全な土地利用への仕組みづくり」「地先のリスクを認識できる情報発信をしてほしい」「地域のメニューに防災の視点を入れてほしい」「河川整備に当たっては中立な立場で地域に説明してほしい」という意見をいただいております。これにつきましては、12月13日に流域治水シンポジウムを開かせていただきます。チラシを入れさせていただいておりますが、このシンポジウムの中で提言を知事にいただくという予定をしております。

次、資料2を見ていただきたいと思います。この基本方針の策定スケジュールでございますが、庁内組織の琵琶湖流域治水推進部会のところを見ていただきますと、平成20年度11月から12月にかけてという形で、方針の原案の提示をさせていただいております。原案を最終的に基本方針の案といたしまして、来年1月に議会に報告し、パブリックコメントを得ながら3月に基本方針決定という形で考えております。

行政部会におきましては、先ほど説明しましたように、9月17日にワーキング会議をしまして、本日部会という形で原案の説明をさせていただきまして、各市町さんからの意見をいただきながらまとめていくということで考えております。

一番下の流域治水検討委員会の統合部会の欄を見ていただきますと、この統合部会は、先ほど説明しましたように学識経験者と行政部会代表者という形で、こちらから2名お願いしたいと考えております。住民会議の代表者と合わせまして、基本方針をまとめるに当たりまして、最終的に統合部会を開きまして意見をいただきたいと思いますと考えております。学識経験者のご意見につきましては、現在逐次いただいているところでございます。

策定スケジュールにつきましては以上でござ

います。

次に、流域治水の課題と方向性、浸水マップなどの現在の取り組みをパワーポイントにおいて説明をさせていただきたいと思っております。

【事務局】 それでは、前の画面ですね、皆様のお手元にも同じ画面をコピーした資料がございますので、どちらかご覧いただいております。お話を聞いていただきたいと思います。

まず、流域治水に関する取り組みについてということで、これは皆様には何度もお見せしているような資料なんですが、ここは簡単にざっと説明させていただきます。

【スライド3】滋賀県の水害史ということで、昭和20年代、30年代については非常に大きな、死者を伴うような大きな水害がたくさんございました。しかしながら、最近この四、五十年については、あまり大きな水害が起こっていないといった状況でございます。

【スライド4】それで、2000年代に入って、滋賀県の周りでは非常に大きな水害が起こっております。この地図でございまして、聞き覚えのある水害がたくさんあると思います。しかしながら、滋賀県についてはそれほど大きな水害はなく、無事に過ごせているという状況でございます。

【スライド5】このような中、県政モニターアンケートの結果ということで、「あなたは、今のお住まいが今後10年以内に洪水による被害を受けるとお考えですか?」というアンケートでございます。この3と4のところ非常に大きなウエートを占めています。

3と4は何かといいますが、「あまり思わない」、「思わない」ということです。ということは、洪水による被害を受けると思わない、あまり思わないという人の割合が約8割を超えているということです。

【スライド6】さらに、地域防災力に関するアンケート調査ということで、各市町のご担当者の皆様にもご協力いただきまして、県内のほとんどの自治会の自治会長さんに地域防災力に関するアンケートをとらせていただきました。この結果の一部です。右のほうに円グラフがあります。この円グラフは、「水害に備えるための訓練をやっていらっしゃいますか、やっていませんか」という質問です。そうすると、79%、約8割の自治会で水害に備えるような訓練というのは何もやってないよという答えが出てきたということでございます。

【スライド7】それで、さらに滋賀県は本当

に安全なのかといったところをごらんいただきます。これは少し拡大しているのですが、いろいろ色が入っているのですけれども、赤いラインでなぞられている河川というのは、年超過確率で治水安全度 10 分の 1 が確保されていない川です。相当の量の赤い河川がまだ残っていて、未改修の川が残っているといった状況です。ただ、これはちょっと古いデータですので、現在新しいデータでしっかり更新して、近く公表したいというふうに考えているところです。

【スライド 8】今のマップをグラフにしてみますと、10 分の 1 の改修が終わっているのが平成 18 年の末で 55.1%、数%ずつ進んでいるという状況です。それで、平成 9 年から 18 年までの大体の年間予算が 95 億円、10 分の 1 を全部達成しようと思うと残事業費が 6000 億円残っています。単純に割り算をしてやると、大体 60 年ぐらい先になって、やっと赤い部分が解消されるといった状況です。ただ、平成 20 年度の年間予算は大体 40 億円ぐらいで、この 95 億円の半分以下になっているという状況を考えますと、単純に計算すると、あの赤を全部解消するには 120 年以上かかるという状況です。

【スライド 9】また、整備が進まない状況の例といたしましては、琵琶湖総合開発以降、改修がどんどん上流のほうに上がっていきまして、今、多くの河川で鉄道橋や主要幹線道路の橋梁の架け替えという段階に入っています。特に J R 橋の架け替えであれば数十億円の事業費を一気に投資しないといけないといった状況で、他の河川の改修を止めてまでもここに集中してお金を入れないと、この J R を越えて上流側に改修が進まないといったような状況が県内各地で発生しているところです。

【スライド 10】さらに滋賀県の維持管理費の推移ということでグラフをつけさせていただきました。注目してごらんいただきたいのが、ブルーのラインです。これが治水機能を維持する、浚渫や草木伐開、補修にかけているお金です。これを見ていただきますと、ブルーのラインというのが大体、やや減少傾向か横ばいという状況になっています。それで、実際必要な額は幾らぐらいなのかということで試算しますと、約 14 億円毎年必要です。平成 19 年のところを見ていただきますと、大体 10 億円は確保されている。では、4 億円分はどうしているのかということですが、不足して

います。

さらに、現在県内で河川愛護活動により草刈りの作業をしていただいているところですが、その河川愛護活動がすべてなくなって県が草刈りをするようになった場合、新たに 8 億円の予算が必要になります。したがって、先ほどの 4 億円の不足と 8 億円の不足、12 億円ぐらいが維持管理費として不足しているということでございます。維持管理費は基本的には一般財源を使います。それで、改修を少しやめて維持管理に回したらいいのではないかという議論がありますが、補助事業であれば一般財源 1 億円あれば 20 億円分の工事ができます。したがって、一般財源で不足している 4 億円を、事業をやめて捻出しようと思えば、4 掛ける 20 の 80 億円分の補助事業をやめないと、その不足 4 億円分が確保できないという状況になっております。

ただ、先ほども申しましたとおり、平成 20 年度で事業をしている河川が 40 億円分ですので、すべての河川改修事業をやめても、この不足している維持管理費 4 億円分が捻出できないという事態に陥っております。

【スライド 11】さらに、河川整備、120 年かかって 10 分の 1 が終わるのですが、それでも限界があるということでございます。河川改修後も、やはり一旦あふれてしまったら、あるいは一級河川でないところであふれてしまう、そうすると、地形上低平地になっているような箇所、左側の図です、低いところ、例えばもともと内湖であったりとかするところは、水が集まりやすいといったこともあって、深く浸水します。あるいは、山づけの箇所、あるいは築堤河川の合流箇所については、一旦あふれてしまうととても深い浸水になってしまうということがあります。

【スライド 12】さらに、この左側の絵が少し以前の県内の状況です。河川改修がある程度進んで 5 分の 1、10 分の 1 の改修が終わってくることによって、どんどん開発が進みます。開発が進みますが、たかだか 10 分の 1 の治水安全度が確保されたに過ぎません。治水安全度が向上しても、その施設能力を超えるような降雨があった場合は、まちなかで大きなはん濫が起こってしまう。昔であれば田んぼであったのですけれども、今はまちなかになってしまっているということで、被害ポテンシャルが大きくなっている。こういったことは日本全国の共通の課題として考えられています。

【スライド 13】実際にこの芹川の周辺を見

ていただきますと、左岸側で非常に市街化が進んでいるといったこともご覧いただけるかと思えます。

【スライド14】こういった中で、では水害への対応を一生懸命頑張らないといけないということなんですが、これは行政部会のワーキングの中でこれまで皆様に出していただいたご意見を抜粋しております。上から順番に、「対応できるかというのは非常に懸念をしている」、「行政・住民ともに水害経験がない」、「わからない状態で模索」していると。さらに、「警戒水位になると避難勧告を出すことになっているが、住民経験から「そのぐらいの水位では全然大丈夫だ」など、なかなか動いてもらえない。」あるいは「県が設定した警戒水位と経験的に伝わっている水位とに差がある。警戒水位になっても、空振りの恐れがあり避難勧告を出すべきか判断に困る。」といったようなご意見をいただいております。

【スライド15】さらに、ハザードマップを、県の浸水想定区域図に基づきまして各市町の皆様に現在つくっていただいておりますが、例えばこういった現象が起こります。今ここは姉川と高時川の合流点の姉川の左岸側の様子です。ごらんいただきますと、ちょうどブルーに塗られている部分と黄色に塗られている部分があります。このブルーに塗られている部分と黄色に塗られている部分を比較しますと、黄色のほうが水深が浅いという状況です。ですので、こう見てみますと、姉川に近ければ近いほど危険で、遠くなれば安全になっていくといったように地図をご覧いただけるかと思えます。

しかしながら、これは姉川のはん濫を見ているもので、例えば小河川、内水はん濫などを見たものではございません。実際に2008年7月18日に長浜で豪雨があり、この赤の破線で囲っている長浜駅周辺で床上・床下浸水が発生いたしました。このときテレビの報道では、逆にマップで安全であるところから浸水した、十分なマップになっていないではないかといったようなご指摘もありました。

【スライド16】ハザードマップも万全ではないといった中で、水害対応、各市町あるいは県の土木事務所、防災のセクションなり、非常に大変な仕事がたくさんあります。平成16年の水害がたくさんあったことを契機に、県もいろんな情報を出すようになりました。はん濫警戒情報だとか、洪水予報に関するものをどんどん出すようになってきました。さら

に、防災に関する体制づくりみたいなものが急ピッチで進められましたので、市・町・県の担当の負担が非常に大きくなっていると。それで、行政部会のワーキングの中で出された意見としては、「担当を増やせない中で、取り扱う情報がどんどん増え、対応に困る。」、「避難勧告・避難指示が迅速に出せない。」といったようなことで、非常に課題が浮き彫りになってきているという状況です。

【スライド17】こういった情報を一生懸命出すんですが、一方、県民の皆様はどういう意識かといったところで、県政モニターアンケートですが、一番下の囲みに書いてございますように、普通に出されている大雨注意報・警報、避難勧告・指示というのはダイレクトに伝わるんですが、新しく出されるはん濫注意情報だとか、そういった言葉をご存じの県民の皆様は非常に少ないといったこともわかってまいりました。

【スライド19】こういった中で課題が非常に多いというところで、これまでは、とにかく治水といえば一定規模の洪水を河道内で安全に流下させるといったことだったんですが、それだけでは十分ではないだろうということで、これからの対策として、どんな洪水からも人々の命を守る、そして、床上浸水のような壊滅的被害を防ぐ。これまでの治水対策に加えて、自助・共助・公助の力を全部結集する。ハードもソフトも関係なく、総合的に対策を進めていくといったことが、これからの必要な方向性だろうと考えております。

【スライド20】そこで、超過洪水も意識した対策ということで、河川改修、維持管理、これまでの河川改修をより着実に、確実に進めていくということですが、それでも10分の1の改修が終わるのにまだまだ時間がかかるといった中で、あふれても人が死なないように水害防備林を残す、堤防強化をしていく、水がたまりやすいところに危険を知らないままに人が住んでしまうということを回避する、あとは、ちょっとした道路のかさ上げなどきっかけがあったときにうまく人家を守れるような工夫をしていく、こんな必要があるのではないかと考えているところです。

【スライド21】さらに、こちらはソフトです。情報提供の話で、訓練や、子供たちにもダイレクトに伝わるような水害学習会、こういったことを積極的にやっていく必要があるだろうということをもとめてございます。

【スライド22】さらに、これは住民会議の中

で課題が非常にはっきりしてきたことでございますが、公助といっても「行政主導型の公助」と「住民支援型の公助」の2種類に分けられるのではないかとということがわかってまいりました。河川改修など、災害を防ぎ地域を守る、行政が守りますといったような公助、もう1つは、地域の自主防災活動、逃げたりそういったことをサポートするという公助と、2種類ある。両方とも課題があって、施設能力や想定をはかるかに超えるような災害が頻発化することがわかっている現段階においては、ともに新たな展開が望まれるのではないかとということが浮き彫りになってまいりました。

【スライド24】こういったことに応えるために、県ではいろいろな基礎情報の準備をするということをやっております。まず地先の安全度調査といったことで、これは内水、例えば田んぼの排水能力、あるいは下水道、普通河川の排水能力も含めて、各河川を一気に氾濫解析を行うといったことをやっています。これは何がわかるかといいますと、まずどこの田んぼから水がついてくるのか、次にどこの川からあふれてくるのか、その後最後に大きい川からあふれてくると、そういったことが順番に見られるようなマップを今県全域でつくらせていただいております。現在できている順番に、各市町さんにご確認いただくという作業をさせていただいているところです。モデルの概要は少し細かいのでここは飛ばさせていただきます。

【スライド27】主要河川の流下能力の再評価ということで、県内の240河川の測量データが整いましたので、これについてそれぞれ流下能力を評価しています。このグラフで各場所ごとに今、どれぐらいの流下能力があるんだろうということ、県内の主要な240河川でデータを整理しているところです。近く公表ができるのではないかと考えております。

【スライド28】さらに、河川整備の優先区間の再設定ということで、先日、中長期整備実施河川ということで発表させていただいたところです。これは、Aランク河川、Tランク河川という整備を優先しないといけない場所について、公表させていただいたということです。これは内容は飛ばさせていただきます。

【スライド29】地域防災力の評価ということで、先ほどご紹介させていただきましたように、県下全自治会にアンケート調査を、各市

町の皆様のご協力もいただきまして、とらせていただきました。その結果でございます。地域防災力が高いかどうかという判定ができるようなアンケート形式になっておりまして、水害に対する地域防災力が高い自治会かどうかということ、地図上に表現したものがこの絵になっております。このデータも各市町のご担当者様にはお返ししているところでございます。このように地域防災力が高い低いという県内の分布というものも調査をしたところです。

【スライド32】先ほどTランク河川と言いましたが、例えばこれは大きい川の支川にある地区なんですが、このように中上流では、下流に迷惑はかけられないので、この部分で河川改修をすることが順番としては許されない。ただ、河川改修が全部終わるまでには、先ほど言いましたように非常に時間がかかる中で、ここの流下能力が低い場合には、この地域を何とか守らないといけない。こういうときには川を大きくできないけれども、堤防強化なり、水害防備林なりをつくったりすることで、まず安全を守るということです。そういった順番を決めていくのがTランク河川の考え方でございます。

【スライド36】さらに土地利用規制、建築の誘導といったようなところで、こういった議論がなされています。これは先ほどのマップの試作品をパワーポイントに貼らせていただいているのですが、上下2つの絵があります。上の絵が現況でございます。現況の河川整備の状況。下段が河川整備後です。しかも、将来計画ですので、恐らく100年後、それより先になるかもしれないですが、河川整備が完全に終わった状況です。この上下のマップを比べていただきたいと思います。このとき与えている雨は100年に1回の雨です。ですので、10分の1の改修が終わった川でもあふれているような絵になっています。ごらんいただきますと、この赤の破線で囲っている部分ですね、これは河川改修の効果があって、あふれても少なくなっているということがわかっていただけたと思います。

ここの色合いなんですが、黄色や緑は1mも浸水しないようなところです。ブルーや赤になると2m、3m、4mと上がっていているということです。それで、もう1つ青の破線で囲っているところを比較していただきたいんですが、河川整備後でも、やはり地形上深くたまるような場所は、深くたまり続

けているといったところです。こういうところで、もし新たにお住まいになられる方がおられるときには、必ず安全な住まい方をさせていただかないと心配だということがわかっていただけるかと思います。

【スライド 37】それで、こういった情報を、琵琶湖河川事務所さんと一緒にさせていただいている水害に強い地域づくり協議会の中で議論させていただきました。その結果こういった提言をいただくことができました。これは、「琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会」ということで、大津市さん、草津市さん、守山市さん、野洲市さん、栗東市さんがメンバーに加わっていただいている協議会です。この提言では、「起こり得るさまざまな洪水を対象に、内水も含めた中小河川のはん濫による危険性を示す情報（浸水マップ）を策定公表されたい。なお、河川整備、下水道（雨水排水）の整備の進捗に応じて適宜更新されたい。」「滋賀県内で生活・活動される県民に水害の危険性を周知し、土地利用や建築物の建築に対して、水害の危険度に応じた適正な指導・助言が行えるよう、浸水マップが県条例等により法的に位置づけられることを検討されたい。」という提言をいただいています。

こういった提言を受け、今、先ほどご覧いただいたようなマップを、法的根拠の位置づけのあるようなもの、条例化等も含めて、検討させていただいているところでございます。

これでこれまでの取り組みについての説明を終わらせていただきます。

【委員長】 ただいま事務局からこれまでの経過やスケジュール等々を説明いただきました。何かわかりづらいこと、あるいはこういうふうにしたらどうかということ等でも、ご意見がありましたらおっしゃっていただきたいと思えます。

【高月町】 ちょっと1点。

【委員長】 どうぞ。

【高月町】 高月町副町長の田中でございます。これまでいろいろ検討していただいて、取り組みについてまとめていただいているところでございます。次の資料4の中でうまく、先ほどのいろんな論点、項目において、経過とか住民会議などのご意見とかワーキングの提案された具体策とか、基本方針への反映と

かいうA3の紙があって、それをつらつら見ながら聞いていたのですけれども、その方向としては、自主防災組織の充実、ハザードマップの作成と活用、土地利用規制とまちづくりというものをどういうふうに基本方針の中に落とし込んでいこうかということが、作業として非常にきれいに整理がされているわけです。

この中でちょっと4点ほど気づいた点がありますので、述べたいと思っております。1つは、自助・共助・公助の部分があるということで、その公助の部分ですね、先ほどご説明がありましたように、直接やる部分の行政主導型公助というのと、住民支援型公助の分があるということなんですが、実際その自助・共助の部分を住民の方々に説明する場合、要は公助をどこまでしますかというのが、説明をちゃんとしないと、その部分が、ご協力なり自主的にやっていた部分ですよということが、なかなか説明しづらい部分があるんです。

それで、何が言いたいかというと、例えば、今は10分の1の治水安全度まで行くと、将来的にはもっと上げていくのだと思えますけれども、いつの時点まで行政主導型の公助についてはこうなので、その間はこれぐらいのボリューム感の自助・共助が要りますよねということ、やはりきちっと示さないと、そこは自分たちがどの程度やればいいのかということが多分わからないというふうな状況になってくるので、その辺を、それは各地域違うわけですが、それを、要はそのスケジュールを示して、ここまでの間はこうですよと、ここまでの間はこれぐらいをお願いしたいですと、ここから先はここまでができたのでこの程度はお願いしたいですということを、やっぱり示していく必要があるのかなということがまず1点です。

2点目、自主防災組織の充実の中で、なかなか、リーダーの育成とか組織化ということを書いているわけですが、町村の立場で申し上げますと、非常に少子高齢化が進んでいるという状況です。そういう中で、ほとんどの方が要介護者だったという集落もあるわけですよ。そういうときにどうするのかということが非常に、過疎というか、そういうところでは難しいというふうに思っています。そういう意味からすれば、例えば関連する政策として、企業誘致とか過疎対策とかそういうものを、そういう他の行政運営を含めた形の

大きな総合的な取り組みの中で、そういう体制を整備していくというふうな幅広い考え方が適しているのではないかなということが、これが2点目ですね。

それから3点目ですね、ハザードマップの作成と活用ということで、当高月町でも、当町でも河川が何本かあるので、それを統合化ということで、非常に悩ましくて困っているんですけども、それとは別に、例えば虎姫町さんなんかは全部浸水してしまうわけです。そうすると、1つの自治体だけでは対応できないようなことも起こり得るわけで、広域的な対応ということが必要になってくると。これは1つの自治体ではできない部分もあるので、協力関係で、一部事務組合なりその連携でやるのか、それとも県のご指導をいただきながら、そういう形での広域的な対応というものを考えていくのかということを考える必要があるかと、これが3点目ですね。

4点目、去年の行政部会でも私は申し上げたんですが、土地利用規制を条例化して落とし込むという世界なんです、理念としては非常に美しくてきれいなわけです。実際これを、総論賛成ということなんです、実際現地に落とし込むときに、やはりそこでその土地の価値とかそういうものの評価というものにもつながってきますので、各論になれば、それははっきり言ってドメスティックな議論になってくるわけです。そういうときに、一体どういう措置ができるのかという。要は、そうなるのであれば、土地の対価ぐらいは補償しろとかですね、そういう話になってくるわけですね。そういうところについて、きれいごとの条例として整理はできるけれども、そういう実態の部分としてきちっと整理して対応する準備が要るのではないかなというふうな、ちょっと懸念を持っております。

とりあえずその4点で。あとはまた皆さんの意見が出た中で気がついた点があったら申し述べたいと考えています。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

【河港課】 今の1点目に対して。

【委員長】 はい。

【河港課】 河港課です。公助、そういった中でスケジュール、特に河港課は河川整備の

ところを担っておりますので、その関係する部分でお話をしたいと思います。

先ほどの説明の中でも少し触れられましたが、最近、中長期整備実施河川ということで、優先して取り組む河川はどこかということを検討して発表させてもらいました。そうした河川を選んだわけですけれども、例えばAランクですと30数河川ありますが、選んだからといって一気に整備ができるわけではありませんので、そうした情報をもとにしまして、また先ほどのこれの中（資料3、スライド7）にもありましたように、黄色なり水色なり赤色に塗った、赤色が出ているところの川が優先ということになるんですけども、そういうところを具体的にどう整備するかというのは、今、作業を進めています河川整備計画の中で、具体的にしていくこととなります。

それはもう来年中には県下全域でまとめようとしているんですけども、その中ではどの河川のどの分についてどういう規模の改修をするかということ、今後20年ぐらいのスパンの中で考えて記載していくこととなります。それで、ハードはそういう形で、河川整備計画の中で明らかになりますし、あとそうした中で、また行政からお伝えする情報についても、河川整備計画の中では一定書き込むことになると思いますので、ちょっとご紹介でございます。

【事務局】 2番目以降の要介護者に関する問題、次の広域避難に関する問題、土地利用規制の条例化に関わる必要な措置につきましては、この流域治水基本方針の内容に関わることでございますので、今から流域治水基本方針を説明させていただいた後にお答えさせていただくということ、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】 はい、どうぞ。

【大津市】 大津市でございます。資料1と2に関連してなんです、この後学識者を入れた統合部会というのを設けられるということの説明があったんですけども、この統合部会の流域治水基本方針策定の中での位置づけですね、どういう役割を担っていただくのかということと、私どもがやっておりますこの行政部会との関係をご説明いただければと思うんですが。

それと、もう1点は、それぞれ行政部会と

住民会議の代表に入ってくださいというお話が先ほどありましたけれども、住民会議につきましては、知事への提言という形で、会議の中での意見の集約をされているようですので、ある程度スタンスが明確な形でご出席されるのだと思うんですが、この行政部会の代表というのが、どういう立場で出ればよいのかということにつきまして、もしご説明いただければということですが、

【事務局】 統合部会の意味でございますが、先ほど説明しましたように、住民会議と行政部会でそれぞれ住民の立場、行政部会はここに来ていただいている市町さんにとっては市町の立場でお話をいただいております。また、学識経験者からは広域的な学識を持って助言をいただいているというところでございますが、最終的に流域治水基本方針としてまとめるためには、それぞれ一つのものにしていく必要があると思っておりますので、それぞれの立場から議論いただいて、より良い方針へまとめていきたいということで、統合部会を開催するというところで考えております。

【委員長】 よろしいでしょうか。その他何かご意見等がございましたら。先ほどの説明等の中でわかりにくかった点等々ありましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思うんですが。

【竜王町】 竜王町副町長の青木です。質問なんですけれども、先ほどの流域治水に関する取組状況についてということで、10ページですね、滋賀県の維持管理費の推移ということでご説明いただいた中で、必要額が14億円というのはわかるわけですが、これが19年度では10億2800万の確保しかできてないとなっているんですけれども、先ほど河川愛護で何かプラス8億円というのをお聞きしましたのですけれども、この14億プラス8億円、本来ならば22億必要というのが、今10億しかできてないということか、その辺だけ質問したいんですが。

【事務局】 先ほど8億円ということをござつと試算のほうで言わせていただいたのは、今現在河川愛護活動で草刈りを実施していただいている面積がございます。それが、河川愛護活動が全くなかったときに、その同じだけの草刈りを河川管理者が実施するとき

れぐらいの費用がかかるのかといったことを試算すると約8億円だという内容でございます。よろしいでしょうか。

【竜王町】 はい。補助金は関係ないね、河川愛護作業の補助金が出てますね。

【事務局】 はい、ええ。

【竜王町】 その分とは関係なしで。

【事務局】 そうですね、はい。

【竜王町】 それを、補助金もやめて、いわゆる県が代わりにやったらと。

【事務局】 余分に8億円かかりますと、はい、そういうことです。

【竜王町】 わかりました。

【河港課】 河港課です。いろいろな場面でまさにこのところでお叱りを受けておりました、でかい字で「必要額(約14億円)を確保することが困難な状況。」というふうに書いておりますけれども、そういう中でも優先順位を決めていきたいと思っておりますし、少なくとも予算についても現状維持はしていかないと、とても追いつかないところがどんどんふえていくばかりということになりますので、そういう中で、今も河川愛護の話が出ましたけれども、地域の方にとっても取り組んでいただきやすいような仕組みも考えつつ、やっていきたいと思っております。あと、先ほど氾濫シミュレーションの中で県下240河川と出ておりますけれども、各河川ともに精密な、現状がどういう姿になっているかというデータも得ることができましたので、そういうところも参考にしながら、維持管理についてはしっかりとやっていく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひします。

【委員長】 それで、次にワーキンググループにおける論点と基本方針の内容について、事務局から説明をいただきまして、そしてまた議論を深めていきたいと思っておりますので、事務局、よろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、資料4と資料5に原案を提示させていただいておりますので、そ

の2つを使いまして私のほうから説明をさせていただきます。

先ほど資料4ということでご発言がございましたが、この部分、本行政部会で議論させていただきました3つの論点をどういう形で基本方針原案までつなげてきたかということを整理しているところでございまして、まず左側の議論の方向性というのは、昨年度の第1回の行政部会で決定いただきました3つの議論の方向性についてまとめております。その次が検討結果ということで、事務局なり市町の皆様と一緒に検討してきた内容を書いておりまして、3つ目が住民会議ということで住民の皆様で議論していただきました会議の中で出てきました発言なりご意見を整理しております。4つ目が前回のワーキンググループの会議の中で提案されました具体的な対策を掲げているところでございます。このような具体的な対策を基本方針の原案に反映させていただいたというところで、今後は資料5を使いまして原案の説明をさせていただきますと思います。

資料5でございませうけれども、まず3ページでございませうけれども、この基本方針の位置づけを書いてございます。「人を守る、地域を守る災害に強い安全な県土づくり」の実現に向けた滋賀県における新たな治水政策の基本的な考え方をこの基本方針では示すものであるというふうに考えております。(3)に同じ雨によって起きる災害のうち、土砂災害につきましては、土砂災害防止法に基づきまして全国一律の基準を設けて対策が進められておるところでございませうが、水害につきましては、地域の地形とか、降雨特性等多様でありますことから、なかなか全国一律では進めることが難しい状況でございませう。このため、滋賀県におきまして多様な関係の皆さんが理解をし、協働してさまざまな対策を講じていけるように基本的な考え方をまとめ、共有してこれから進めていけるような方針をまとめていこうというところでございませう。具体的には、(5)でございませうけれども、基本方針に示されたこの考え方をもとに、今後、関係者が協議をしながら、住民の皆さんの協力も得ながら、それぞれの河川や地域の特性に応じた計画を別途定めまして、具体的な取り組みにつなげていこうというものでございませう。

4ページ以降は、現状と課題というふうなことでまとめさせていただいておりまして、時間の関係もございませうので省略させていた

だきまして、9ページ、第三章をごらんいただきたいと思ひます。

ここから「これからの治水対策の基本的方向」ということで整理をいたしてあります。

2といたしまして、「治水対策の基本的方向」ということで、3点挙げてあります。これまでの行政主導型の治水というものを、住民の皆さんと行政との協働型治水に変えていこうということが第1点目。2点目が、これまでの川の中での対策から、川の外を含めました流域一体での対策に変えていこうということ。3番目が行政依存型危機管理、住民の皆さんの意識が過度な行政依存ではなくて、地域主体型で危機管理、自主避難等、そういうことをやっていただけるような地域主体型危機管理に変えていこうという、その3つを基本的方向として掲げたとところでございませう。目標といたしましては、「どのような洪水にあっても人命を守る」ということを最優先にこれから進んでいこうというふうに目標設定をさせていただきます。

4の「進め方」につきましては、これまでの川の整備を中心といたしましてはん濫をできるだけ起こさない防災対策に加えまして、私たちが住む流域において、はん濫した場合でも被害はできるだけ少なくする減災対策を両輪としてともに進めて、流域全体として安全度を着実に高めていこうという考え方でございませう。

具体的には10ページで「はん濫をできるだけ起こさない防災対策」ということで、1の「ながす」対策。これは基本的には行政の役割、河川管理者の役割でございませうけれども、この部分を書いてございませう。11ページの2が「流域で雨水を「ためる」ということで、できるだけ河川などに負荷をかけないという取り組みが必要であろうと思ひてあります。

次の12ページ、「はん濫した場合でも命を守り、被害をできるだけ少なくする減災対策」ということで、これ以降まとめているところでございませう。この部分で今回行政部会で議論をいたしました3つの論点について反映をさせていただいているところでございませう。

4の「水害に「そなえる」対策」ということで、(1)「浸水リスク情報等の公表」です。先ほどパワーポイントで説明しましたように、中小河川も含めましたはん濫特性など、いろいろな情報を積極的に公表していく。このことにつきましては、今回の部会の論点の「ハザードマップの作成と活用」の中で、ワーキ

ンググループで提案された具体策の や の部分をこの（1）の中に反映をさせていただいたところでございます。

次に、（2）の「安全な土地利用や住まい方の誘導」ということで、これは本部会で議論をいただきました3番の「土地利用規制とまちづくり」の具体策の から つきまして具体策を反映させていただいて、行政が取り組むことといたしましては、浸水リスクなどの情報や現状の土地利用の動向等を勘案し、条例などの制定や地域に適した対策を住民の理解を得ながら実施をしていくというふうにまとめさせていただいたところです。具体例といたしまして表にまとめておりますけれども、例えば、リスクの程度と現在市街化しているところとか、していないところ、そういう区分をいたしまして、それぞれの規制誘導対策が考えられるのではないかとというようなことで例示をさせていただいたところでございます。

また、その表の下の文章でございますけれども、これは、水害に強いまちづくりということで、市町の計画の中にそういうことも反映させた計画づくりが必要であるということで、議論の行政部会の3番の具体策を反映させていただいたところでございます。

次、13ページでございますけれども、（3）の「水害に関する危機管理（避難誘導）の迅速化・確実化」ということで、先ほど少子高齢化というようなところでございますけれども、「災害時要援護者対策の推進」というところで1番目に対策を進めていく必要があるということで掲げさせていただいたところでございます。

14ページに移っていただきまして、 といまして、「避難方法の明確化」を掲げております。これは、ワーキンググループで提案されました「ハザードマップの作成と活用」の で、市町はハザードマップに浸水深に応じた避難方法を明示するなどの工夫を行うというような具体策が提案されましたので、この部分について例示をしておりますけれども、それぞれの想定される浸水深に対しまして、基本的な避難方法をハザードマップに明示をしていこうということで掲げたところでございます。

次の 「避難所の体制強化」でございますけれども、この部分の耐水化、避難場所による耐水化ということにつきましては、「土地利用規制とまちづくり」の中で 「県市町は

想定される浸水深を基準とし、管理する建築物の耐水化を行う」という具体策が提案されましたので、その部分を入れているところでございます。

15ページの「ハザードマップの有効活用」ということで、この部分につきましては、部会のハザードマップの作成と活用というところを反映させていただいたところでございます。

次、（4）の「地域防災力の強化」でございます。この部分、1）知恵を広めるとか、2）人を育てる、3）組織をつくる、4）仲間をつくるにつきましては、住民会議でこういう4つの大きな柱を掲げて議論をさせていただいておりますので、その同じ柱で整理をさせていただきまして、地域や各自で取り組むことにつきましては、住民会議で議論していただきました内容を反映させていただいているところでございます。

もう1つ行政が取り組むことにつきましては、本部会で議論をさせていただいた部分を反映させていただいていると、そういう構成で進めさせていただいているところでございます。

最後19ページでございますけれども、こういう具体策を基本的な考え方を掲げているわけでございますが、実際、実効性を確保するためにはどうしたらいいのかというようなことで掲上しております。1が「水害に強い地域づくり計画の策定」というようなことで、今後、河川管理者が作成をいたします河川整備計画が来年度策定をされるところでございますけれども、これと密接に連携しながら、住民と行政が協働して、水害減災計画を立てて、あわせまして水害に強い地域づくり計画として策定して、関係者が連携していくというふうな取り組みが必要ではないかと提案させていただいたところです。

その計画の期間でございますけれども、河川整備計画というのは、今後20年間の計画でございますので、水害に強い地域づくり計画におきましても、20年間でつくっていかうと。流域での対策につきましては、気候変化の影響とか状況が変わってまいりますので、5年ごとに結果を評価いたしまして、新たな知見も加えながら、5年ごとに見直しをしていこうというふうにご考えているところでございます。

20ページでございますけれども、推進体制の整備ということで、では、どういうところ

で議論していくのかというところでございますが、現在3つの圏域で、水害に強い地域づくり協議会というものを立ち上げさせていただいておりますけれども、こういう協議会を全圏域に広げまして、この中で議論を進めていくなど、体制整備を進めていきたいというふうに思っております。

先ほど、広域的避難をどう、対策をどうするのかというようなご意見もございましたけれども、湖北圏域の水害土砂災害に強い地域づくり協議会では、広域的な避難をどうしていくかということで、この協議会の中で議論をさせていただいておりますので、そういう組織の場で、こういう対応も今後、各地域で議論していただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

4が「役割分担」でございます。地域住民に求める役割、市町に求める役割、そして、県の役割というようなことで、基本的な役割を明示させていただきまして、1つ、例示といたしまして考えられる対策と役割分担ということで、例示をさせていただいたところでございます。

最後にこのようないろいろな対策は、一気にできませんので、段階的にそれぞれ目標を決めてやっていくというようなことで整理しております。

最後、土地利用規制につきましては、落とし込みの中でどういう対策ができるのかというようなことで課題でございますので、これにつきましては、今後、設けます統合部会などの中で学識経験者からの助言指導をいただきながら、さらに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上ざっと説明をいたしました。私からの説明は以上でございます。

【委員長】 第1回の行政部会でまとめたいただいた行政部会の議論の方向性についてこれまで検討をしまして結果に沿いまして、基本方針原案に反映をさせたところでございます。これらの実効性確保のための方策についても議論をいただけたらと思っております。委員の皆さんのご意見、今までの説明等につきましての質問等も含めさせていただきたいと思っております。

最初に高月町さんからありましたご意見についての回答をしていただきたいと思います。

【事務局】 高月町さんからご質問をいただきました4点につきましては、先ほど河港課長も説明いたしました1番目につきましては、この基本方針の中では今までの河川整備を川の中の対策として考えておりました、それについては河川管理者が各々の河川について河川整備計画をつくる中でまとめていきたい。それと、川の外の対策、流域治水対策といたしましても、それぞれの地域の実情によりましてやはり対策というのは変わってくると思いますので、この基本方針ができました後、今後、国、県、市町の関係者と住民が一緒になってその地域の実情に合わせた計画を考えていく、水害に強い地域づくり計画の策定を考えていくということで、川の対策と川の外の対策を両輪、一緒に回していくという形で考えていきたいと思っております。その中で細かいスケジュール等も調整していくことが可能だと思っております。

2点目の要介護者の対策でございますが、要介護者につきましては、例えば、これは水害に強い地域づくりですが、地震という点もございまして、その点につきましては、総合的には防災危機管理局で、例えば担当者への研修とか総合的な計画について進めていただいております。また、水害に強い地域づくり協議会におきましても、例えば、湖南流域におきましては、例えば各要介護者に係る個人情報の問題等があります。それとか湖北圏域におきましては、今、要介護者がたくさんいる、たくさんいるといいますが、そういう実情がそれぞれ変わっているということで、それぞれそういう問題につきましても、その地域に応じた対策ということで、個々に課題を挙げながら今後、検討していきたいということで考えております。

先ほど3点目のすべて浸水する町における避難につきましても、湖北圏域の中で広域的な避難について計画をほぼ策定しております、それについてさらに詰めている段階でございます。土地利用の条例化の落とし込みにつきましては、もともと滋賀県といいますが、土地利用状況を見ますと、川がはん濫するところは基本的にはそこには人が住んでないというのが今までの状況でございます。それが、例えばそういう遊水地といいますが、霞堤であったところに住宅が貼りつくようになって、危険な状況が生まれてきたということがございまして、そういうことをいかに、そういうことが起きないように誘導していくかとい

うことで考えております。そういう中では、例えば補償の話ということにはそぐわないのかなという点もございます。

いずれにいたしましても、どのような形で土地利用規制をするかということは具体化していく中でまた必要な措置について検討してまいりたいと思っております。これにつきましても、それぞれの地域の状況によって変わると思いますので、今後、滋賀県が公表をする予定をしていますはん濫情報をもとに関係者、市町、住民、県、また国に入っている協賛してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 どうぞ。

【高月町】 回答ありがとうございます。1点目につきまして、この基本方針原案の中で、19ページ、20ページを見ていただくと、恐らくその基本方針ができて、川づくり会議の中で河川整備計画がつくられると。そういう中で、その河川整備計画で今後20年、30年の整備のスケジュールみたいなものをつくれるわけで、そのスケジュールの中での各地点での安全度合いというのが多分わかってくるだろうというふうなことです。そういうものと基本方針を重ね合わせて、恐らくその19ページのこの1段階、2段階、3段階、4段階という段階ごとぐらいにこの20ページの役割分担のような、表みたいなものが恐らく役割分担が変わっていくんだというふうなイメージかなと、私の頭の中はですね。そういうものを情緒的ではなくて、みんなで考えようとか、そういうきれいな言葉じゃなくて、何と何を願いますような、そういうきちっとした割り切りというか、示し方をしていく必要があるのかなというふうに考えてますので、そういう考えでよければきちっとそういう形で県と市町が一緒になって住民にその分をお願いなり、自主的な部分で対応していただくということという考え方で構わないということですよ。

【事務局】 はい、そうでございます。

【高月町】 わかりました。それで、次の自主防災組織の中で、そこはいろいろ言われたのですが、私が言ったのは、治水とかそういう部分、要介護とかそういう部分という、そういうふうな今まで考えられている行政の範

疇だけの考えではなくて、例えば過疎化とか、そうなっているところについては、企業誘致とか過疎対策という別の行政の視点も踏まえて、総合的な行政の中できちっと取り組むべきではないかということも、やっぱり盛り込む必要があるんじゃないかということを述べたわけでありまして、それに対する回答はなかったのかなということが1点。

それから、土地利用規制とかについては、霞堤、二線堤というのが過去あったわけです。そこはそれなりに機能を果たしていて、それで河川政策の中で早く流下させようというふうな河川政策の中で、その堤内地側が土地利用に変化してきておったという状況だと思います。それを今そういうことで治水安全度のある程度の確保する、10分の1なのか100分の1なのか知りませんが、その超過洪水部分をどこで対応するかということの中で、そのところは、新たな考え方としてそこに負荷をするということなので、過去のというか、今後どこへためるかという、過去は非常に過去の話で、今の住んでる方は全然そこは過去の歴史的なものは、なかなか御存じない方も多いわけですよ。新たなというふうなことで考えていくとなると、やはりそこにはかなり重い、相当財政支出が要するようなことが想定されるので、そこまで覚悟しないところはできませんよねということが少しあるのかなということです。

総論は賛成だけでも、各論になると、個人の所有の土地になると、そこは各論としてはなかなか一筋縄ではいかないというのが地域の実態でございますので、その辺についての覚悟というものを考えながら、政策としてどういうふうに取り組んでいくかということが必要ですよという、そういう話でございます。

以上でございます。

【事務局】 最初にお話しいただきました企業誘致という話につきましては、非常に大きな問題であり、大事な問題なのですが、そこをこの流域治水基本方針の中で述べるかどうかというのは、ちょっと。

【高月町】 一例として。例えばそんな他の分野までもいろいろ考えて総合的にやる必要がないかという例示です。

【事務局】 そういう点につきましては、基

本的にはまちづくりという中に大きく影響してくる点でございますので、そういうことも含めた都市計画ということにもなるのですが、そういうことを考えていくということで、基本方針では述べさせていただいているというところでございます。

それと、2点目の新たに負荷をかけるということなんですが、例えば遊水地、霞堤などにおきまして、下流域の安全のためにそこに水をつかせるということになると、はっきり言って、なかなかやはり何らかの措置がないとその所有者が納得いただけないということになると思います。そういう点と、例えば、現在、霞堤で水がつかるところに知らずに住んでおられるということになると、またそれはその人たちの安全を守るということで、基本的に論点が違う形になりますので、そういう点について、その人の安全を守るためにどうするのかということで、2通りの考え方をしていく必要があるかと考えています。

それぞれにつきまして、やはりその地域、その川の状況に合わせて考えていく必要があると思いますので、今後、議論をさせていただくということをお願いしたいと思います。

【委員長】 土地利用等につきましては、かなり法的な面で難しい面もあるかと思しますので、別途、統合部会で専門の学識経験者の方等にも意見を聞きながらということで、また統合部会のときに報告があるかと思しますので、おっしゃっていただいていますように実効性を確保するというのが最も難しいところでございますので、こういったところについてもご意見をいただきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、ワーキンググループの方にもご出席をいただいておりますので、この際ご意見がありましたら伺いたいと思ひます。マイクが参りますので、所属とお名前をいただきまして、意見をいただきたいと思ひます。せっかくの機会でございますので、いろいろいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【高島市】 高島市の土木交通部の駒井と申します。よろしくお願ひいたします。

2点ばかり質問なり意見を言わせていただきます。1番目は、10ページに今後の河川整備計画のことで、35河川を客観的な指標を用いて優先度を定めていくというふう書いて

おるわけでございますが、中長期の整備河川の検討につきましては、過日AランクとかBランクとかCランクのランク分けがされたということで、具体的な整備方針等については今後、川づくり会議等で定められるというふうに認識しておるわけでございますが、ここに35という河川数が出ておるわけですが、これについてお教を願ひたいと思ひます。

それから、2点目ですが、20ページ、最終のまとめの部分なのですが、役割分担というのがございます。この中で住民に求めることということで、特に防災の「ながす」という対策の中で、住民が河川の維持管理への参加をするということでございますが、ソフト事業につきましては、当然これは住民の自主的といひますか、積極的な参加がないと困るわけでございますけれども、そういった維持管理作業への参加という部分につきましては、高齢化している部分もございまして、具体的な私の体験から申し上げますと、小さな普通河川でありまして、地域の皆さん方にそういった川掃除等をお願いしているわけでございますが、今はできるけれども、もう10年、あるいは15年たったらできるかどうかわからないという住民の方のご意見もございまして、そういったことで、地域の実情を十分に配慮して、こういったことを今後進めていってもらえるようお願いしたいと思います。

以上2点でございます。

【河港課】 35河川というお話がありました。今ちょっと画面のほうに出ておまして、非常に小さくなっていて申しわけないですけれども、これは、県のホームページなりを見ていただきますと、公開もしております。この点で35河川と挙げましたが、一番初めのほうでも申し上げましたように、全部の区間をということではございませぬ。現実的にその事業費を投入できることも考えつつ、その河川を優先して、今後は整備計画でどの区間をということは位置づけていくわけですが、県下の中で優先度が高いというところで、選ばせていただいております。

ただ、19ページのところには、先ほど絵が載ってまして、川の中の対策は矢印が1本で、評価・修正というところがありませんけれども、ただ、川の中の対策、河川整備計画におきまして、当然一度決めたら20年間これで固定ということではなしに、必要に応じて見直しはすべきというふうにご考慮を願ひしております。

す。例えば、35 河川選んでおりますけれども、その中のその他の河川で大きな災害等で一連区間を改修する必要があるとなれば、当然そちらを優先してということになりますので、いろんな状況を考えながら、見直しも立てつつというところでございます。

今日は資料をお配りすることはないわけやね。

【事務局】 ないです。

【河港課】 申しわけないですけれども、先ほど言いましたようにホームページに載せておりますので、画面が小さいのでわかりにくいと思いますので、ぜひ、どういう考えで選んだかということと結果のほうをご確認いただければと思います。

あと、維持管理につきましては表に書いておりますけれども、当然、積極的な呼びかけはさせていただきましても、地域の状況でご参加いただけるか、もう無理だよということも当然あるかと思えます。ただ、現在、県下で年間大体 11 万人ぐらいが河川愛護活動にかかわっていただいておりますので、大体同じような数字で推移していておりますし、切っていただいた竹を県のほうで処分するとか、そうした仕組みも考えていくということにしておりますので、地域の実情は踏まえつつも、できるだけ関わっていただければというふうに考えているところでございます。

【琵琶湖河川事務所】 琵琶湖河川事務所長の津森です。私が口出す話ではないですが、今の高島市さんのご質問は、要は 35 河川はもう決まったのかというご質問ではなかったかと思うのです。これまでの県さんの議論としては 35 とりあえず選びましたと。どういうところをどういう整理するかというのは今後議論されていくはずだったのに、恐らくその結論とこっちの時間スケジュールの関係がわからないということと、高島市さんがおっしゃるのは、ここにもう 35 河川が決まったように書いてあるのだけれども、そういう認識ではなかったけれどもという改めてのご質問だったと思うのですけれども、そこがちょっと市町さんと県さんと共通認識が図られていることが大事ではないかなと思うのですが。

【河港課】 失礼しました。35 は決めました。ただ、35 河川のうちどこをどうするかにつき

ましては、来年度中には河川整備計画をまとめますので、そういう中で地域の意見も当然聞かせていただくこととなりますし。

【高島市】 35 河川は決まったんですか。数が決まったのか、どの河川が決まったのかと。

【河港課】 どの河川、もう既に市の担当者さんに説明させていただいております次第ですけれども、具体的な河川名は決めました。

【高島市】 そうですか。

【河港課】 はい。その河川のうちのどこをやるかは今後の作業です。そのときには当然地域の意見も聞かせていただきますし、整備計画は河川法に定められた手続ですので、公式にまた、市町長さんの意見を聞かせていただくという手続はあります。ただ、それに至るまでは各地で川づくり会議等を行いますので、そういう中で地域の意見を十分取り上げていくというふうに考えております。

【大津市】 大津市でございます。中身についてはかなり細かい点を含めて多々疑問の点もございますが、それは改めて申しわけございませんが文書の形で意見として出させていただきますたいと思います。ここでは大きな点ということで 3 点、それから要望になりますけれども、要望を 1 点させていただきたいと思えます。

まず 1 つ目は、今回のこの流域治水の考え方は、先ほども自助、公助、共助というお話がありましたが、県と地元の市町と地元の住民の方、流域住民の方 3 者の協働で治水に当たるということでございますけれども、その 3 者の責任の範囲を冒頭でやはり明確に位置づけをしていただきたいたい。なぜかといいますと、そうしないと、だれがそのことについて責任を持つんだということを決めないと、特にこういう防災計画では非常にまずいことになりますので、このことについてはだれが責任をとるんだと。最後のほう 20 ページの役割分担ということで考える施策についての役割分担みたいなものは載っているんですが、こういうことではなくて、それぞれの主体が何については責任を持ちますと。だからあなたはこれをやってくださいということが明確にわかるように、それぞれの責任の分担を明記していただきたいたいと思います。

それと、それに関連して中の文章が主語がないのがすごく多いんですね。だれがやるのかが書いてない。だれがどういう手法でもってこれをやるのかということをおらかにしておかないと、だれもやらないということになりかねませんので、ぜひそういう形で全体の文章を見直していただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、先ほどお話が出ておりましたがまちづくりとの絡みの中で、12ページのところだと思うのですが、先ほどのご説明はちょっと書いてあることがずれてるんですね。最初の12ページの1行政の取り組むことの最初の3行は、先ほどおっしゃったことと近いのだと思うんですが、その次の13ページの市町の都市計画やまちづくり計画についてはというところは、これらについて水害に備えたまちづくり計画になるように努めるというふうに明記されているんですね。そういう話はこれまで出てないので、どうしたことかなということと、ここまで書かれるのであれば、これはぜひ今日ご出席いただいておりますが、県の都市計画部局のほうから都市計画なりまちづくり計画について、水害についてこういうふうに取り組みという指針を出していただきたい。そうしないと、市町単位ではとても取り組めないと思います。

技術的な問題については先ほど専門家の話も聞いてというお話が委員長のほうからございましたので、それはぜひお願いしたいと思います。そのところを県の内部でぜひしっかりとご協議いただいて、その上でこちらに書いていただきたいと思います。総論はもちろん賛成なのですが、具体的話になりますと、とてもこれは手が出せなくて、結局書いてあるだけでこの市町も手がかからないということになりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、3点目、最後の四章のところ。実効性を確保するために水害に強い地域づくり計画をつくると。これは3者協働でやるという、これは大変ありがたいお話でございます。ただ、できれば、この中で、これを圏域別に策定すると書いてあるんですが、その圏域をできるだけ狭くというか、流域単位ぐらいでやっていただきたい。といいますのは、この流域治水でのお話というのは、総じて総論は賛成だけれども、各論になると途端に利害関係が出てきて、皆さんが合意できな

くなるという自治体が非常に多いので、できるだけ利害が明確になる流域単位で県、それから地元の市、それから地元の流域の方々が一堂に会してその治水ということについて検討するための組織をつくって、その中で計画をつくっていくという体制にぜひお願いしたいと思っております。

余計なことではありますけど、今ちょっと問題になっております大戸川の関係で、地元の方で協議会をつくって毎年会合をやって勉強会等もやっているのですが、国と県と市の職員も呼ばれて行っておるのですが、申しわけないんですけれども、ここ1年ぐらい何回か県の方は代理の方も含めてご出席いただけてない。恐らく公務のこととかあってご多忙なんだと思うんですが、こういう状況では、地元の協力を仰いでもとても信頼関係が構築できないと思うのです。ですから、県の主催でもってこういう会議を組織して、流域単位でやっていくということをぜひ実現をしていただきたいということが3点目でございます。

それから、最後は要望でございますが、先ほど管理費が4億円足りないという数字をお示しいただいたのですが、公物管理で管理費が3割足りないというのは、恐らく緊急事態だと思うんですね。道路とかだとえらいことになると思うのですが、内訳を聞いてないのでコメントしづらいところがあるんですが、足りないというか、どういう不具合が生じるのかということをごひんぱん情報提供していただいて、予算の確保についても引き続き管理も整備もこれはご努力いただいて、これは要望でございますので、どうぞよろしく願いいたします。以上3点でございます。

【河港課】 要望はしっかりと承りました。

【事務局】 先ほど1点目の責任分担という形でお話をいただきましたが、これにつきましては、法的に位置づけられているものや、今までの基準なり今後決めていくべき分担ということにつきましては、一度分けさせていただきたいと思っております。どこまで書けるかというような点があるのですが、なるべく分けさせていただきまして、どこが責任を持ってやるのかということをご一度検討させていただきたいと思っております。

それと、2点目の水害に強い地域づくり計画は、圏域別という形で挙げておるのですが、

基本的には流域別でまず計画をつくって、最後圏域でまとめるという形で考えておりますので、なるべく地域の実情がくみ上げられる形で計画をつくって参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それと、都市計画に関する水害に備えたまちづくり計画となるよう努めるという形でございますが、これにつきまして、都市計画課さんにおきまして、今後、検討いただくという形で聞いておりますので、指針が出せるのかどうか、そういう点につきましても、まずこの文章でいいのかも含めて検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】 私からも申し上げたいのですが、先ほど、県、市町、住民との責任を明確にとおっしゃったのですが、方向としては、できるだけオーバーラップさせていきたい。仕切りを入れてここからこっちは県、ここからこっちは住民ということをする、今までこういうやり方だったんで行政の責任ということでもよく言われるのです。できたら、オーバーラップ、重なり合えるかという、そこら辺を考えたい。

【大津市】 それは逆だと思いますね。オーバーラップさせると、これは国、県がやるべき仕事だ、市がやるべき仕事だというふうになりかねませんから、県は必ずここまではやりますと、そこから先にはみ出すのは構わないんです。ここまでは最低限やりますというところをきっちりしていただきたい。例えば、住民の方が地域活動をやると思ったときに、河川の状況がわからないで防災活動をするのは、これは無理ですよ。だから、今はこのぐらいの危険度ですと、ここら辺はこういうふうに水がつかりますと。10年後にはこうなってますということをきっちり地元、例えば情報提供すると。そこは県が必ずやりますから、そこから先の自助の部分は地元でやってくださいと、その仕切りはやっぱり明確にしておかないと、従来と同じ要望合戦になって終わってしまうような気がします。

【委員長】 例えばちょっとやれてないと、県はやっていない、住民はやってないと、責任のなすり合いということもあります。おっしゃっている意味はよくわかりますので、できるだけ明確にするということが第一条件で

すけれども、それを踏まえて、できるだけオーバーラップするという方向も考えていただけたらと、こういうふうにも思っております。私の意見で申しわけないですが。

【大津市】 くどいようですが、防災計画ではだれがやるというのを書かないと、実際に事が起こったとき役に立ちませんので。ぜひお願いいたします。

【委員長】 どうぞ。

【彦根市】 彦根市の山田でございます。2点ほど要望と意見ということで思っております。

まず初めに10ページでございますけれども、その(2)でございます。均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川改修ということでございます。河川の中で戦後最大洪水規模でございますけれども、これにつきましては、彦根市長がご承知のとおり芹川ダムに関しまして11月14日に公開質問、21日に再度公開質問をさせていただいたということでございます。現在、その回答を待っているわけでございますけれども、これにつきましては100分の1の計画規模ということで、従来より下方修正されたということで認識しております。これにつきましては、決定の要因でございますけれども、いわゆる第三者機関、決定事項といいますが、したのかということでございますね。これにつきましては、原案に明記されていますけれども、今後、その回答を待ちまして、彦根市として意見をしたいなという具合に思っています。

現在のところ、この検討の基本方針、これについてはちょっとできないかなという具合に思っております。

次に、21ページでございます。滋賀県の川づくり会議の中長期整備計画、河川検討でございます。これにつきましても、基本的な計画でございますけれども、公開質問におきまして、それだけで再質問させていただいています。これにつきましては、堤防強化とかいろんな問題があるわけでございますけれども、堤防強化につきましては、土木学会とか国交省に現在発表しております堤防強化は非常に難しいというご意見もございまして、こういう中で、踏まえて、堤防強化をどうされるのかというの、いわゆる沿川住民としましても非常に不安な点がございまして、その点を

明確に回答いただいて、こういう中でこのいわゆる基本方針、それを踏まえて検討していただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

【河港課】 河港課です。今、お話のご質問のあった件につきましては、今、河川開発課、ダムを担当している課ですけれども、そこそ私どものほうでご回答をさせていただくように準備をしております。先ほどのお話は芹川はどうかということですが、安全度を取り下げたかのようなお話ではありますが、将来の目標の安全度は変えておりません。段階的に整備する手法を変えようとしているところでもあります。今日、お集まりいただいてご議論いただくのは、そうした川の整備と合わせて治水安全度を高める、川の外でもどうしていこうかというところの議論ですので、回答の有無にかかわらず、ぜひ川の外の対策についてもお考えをいただくべきかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【委員長】 時間も押してきておりますので、ワーキンググループの方で何かご意見等がございましたらお願ひしたいと思いますが。

それでは、次に次第の2にございます「その他」でございますけれども、先ほどございましたように、流域治水検討委員会の統合部会に行政部会の代表者としてご参加いただくと、そこで意見を深めていただくということと、地域の意見もそこで説明もしていただくという趣旨から入っていただくこととでございますが、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 先ほども説明しましたように、学識経験者、住民会議、行政部会という形で統合部会を開かせていただきたいと思います。行政部会からは2名と考えておりますが、いかがでしたらよろしいでしょうか。

もし、ご意見がないようでしたら、こちらで考えておりますのは、市町会長の津市さん、町村会長の高月町の委員さんをお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員長】 特段意見もないようでございますので、津市の新田委員と高月町の田中委員に参加いただくということでよろしいでしょうか。

では、お二方申しわけございませんが、よろしくお願ひをいたします。

せっかくの機会でございますので、ご意見等よろしいでしょうか。

【草津市】 お願ひでございますけれども、公助、自助、共助、これの役割の中でそれぞれが連携しながらということでございますけれども、やはり阪神淡路大震災においても自助、共助の評価というのは相当なものであったのは十分、皆様方もご承知いただいておりますので、やはり公がどこまでやっていただけるのかという期待もございまして、まずは、そういう意味から申し上げますと、一日も早く、来年ということとでございますけれども、河川整備計画をおまとめいただきまして、河川整備を計画的に取り組んでいただきたいということとあわせて、河川の維持管理につきましては、やはり治水機能を確保するために必要なこととありますので、例えば河道内の土砂の堆積につきましては除去、浚渫いただくとか、そんな対応をよろしくお願ひしたいなと、このように思います。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それで、冒頭に事務局のほうからも説明がございましたように、傍聴の方のご意見もお伺いするということでございますので、ご発言のある方は、手を挙げていただきまして、申しわけございませんが、市町名とお名前をおっしゃっていただいて、ご意見をいただきたいと思ひます。

どうぞ。

【傍聴者】 失礼します。野洲市の中村誠伺と申します。住民委員をやっております。

3点ほど質問と申しますか、ご意見を申し上げたいのですが、1点目については、やはり水害はどこでも非常に現在の気象変動の中で起こり得るということの認識について、少し行政側の委員の方については熱意が不足しているのではないかなというような感じを今の会議で受けました。

それで、まずハザードマップについてでございますけれども、ハザードマップについて10分の1と200分の1というふうにご覧になっておりますけれども、200分の1でつくるといふことについてはいいと思うのですが、もう1

つはやはりゲリラ豪雨といいますか、現在のこういう日本のいわゆる亜熱帯化といいますか、夏にはそういうような状況でございますので、やはり時間雨量 100mm 降れば、どういうふうなことになるのかということについて、大河川ではなしに、中小河川とか排水路等についてどうなるのかということ、そういうハザードマップをつくる必要があるのではないかなというふうに思います。そういうことについてもご検討願いたいなど。

それから、もう1つ、自主防災会でございますけれども、私は団地で住んでおります。自治会長もやっておりますけれども、自主防災会が設置されておられません。自治会だけでございます。消防署のほうから年に1回ほど研修といいますか、防災訓練的なことがございます。でも、これはあくまでも火を消したりするような、そういうふうな研修であるわけです。だから、河川とか地震に対する、いわゆる消防署ではなしに、いわゆる総務担当といいますか、総括的な防災のほうからの研修、出前講座であるとかという防災訓練というものをやるとともに、自主防災会というのを必ず各自治会につくるようにしてほしいなというふうに思います。

非常に我々委員の中でも意見が分かれています、いわゆる現在の自治会は団地なんかは年に1回の会長交代なのでできないとかという意見がございますけれども、1年交代でできなければ、現実的には我々団地では不可能です。顔見知りでもございませぬし、不正があってもいけませんし、みんなが公平に負担しようということで1年に1回役目を交代をしてやっているわけです。これは組織がきちっと規則を整備すれば同じように機能すると思います。現実には何年かやっておられても、会長が死亡されたりすると同じようなことが起こるわけですし、1年交代であっても、ここでもきちっと自治会とはオーバーラップしてもいいわけですし、自主防災会をまずつくる。そして、その中であって消防だけではなしに、市町村としての訓練というものを水害なり、地震も含めた訓練を毎年お願いをしたいなというふうに思います。

それから、もう1つは、県外へ勤めている方々、もちろん県の中もあるわけでございますけれども、現在の過疎の状況なり、ほとんどの方が私の団地なんかでもお勤めでございます。そうしますと、昼に水害なりが起こったときに、実際に老人ばかりが残っております

て、いわゆる能力というのは限定されていると思います。やはり効果的にやるためには、そういう企業なり役所なりに勤めておいでの方についてどういうふうにするかということについて、行政部会でも議論をしていただきたい。我々は宣言的なことをしたらいいではないかというふうなことを、提言する予定になっておるのですけれども、今のところ最終案かわかりませんが、やはり県外なりに勤めている方について、特に現在の経済状況からいって、会社重点でございますし、なかなか休むということはしんどいというふうなこともあると思うのですけれども、水害というのは20年か30年に1回ぐらいしか起こらない、現実問題として。それですから、30年に1回休むということは、定年までで1回か2回あるかなしかだというふうに思います。そういう観点に立てば、県外に勤めておっても、いわゆる水害のときには少なくとも役員であるものは休みますよというふうないわゆる日本全体にそういうふうな広報をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

一応、いわゆる県外へのそういう企業等への働きかけについては、単に市長さんなり町長さんなりが宣言するだけではなしに、議会のほうの議決をして、きちっと議会のほうの、住民に一番近い議員の方々も議論した上で、そういうふうな情報を発信していくということがやはり全国的にも重みがあって通用するのではないかなというふうに思いますし、そういうふうな点についてもご議論願えれば非常にありがたいと思います。

以上でございます。

3 閉会

【委員長】 ありがとうございます。その他、いらっしゃいますでしょうか。

なければ、この辺で終了させていただきたいと思います。本日は熱心な討議といいますか、真剣にご議論いただきまして、まことにありがとうございます。本日の内容を今後まとめる流域治水基本方針案にできる限り反映させていきたいというふうに考えております。

それから、市、町および琵琶湖河川事務所におかれましては、市町長および所長あてに文書で改めて照会させていただくということで、基本方針原案についてのご意見をいただきたいと思っておりますので、先ほどおっしゃっていただきましたように、今日、言い足

りなかったこと等がございましたら、文書できちっといただけたらと思っております。基本方針案に極力反映させて、実行できるような方向に持っていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上をもちまして、進行は終わりましたので、この後事務局にお返しをしたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。傍聴の方におかれましては、もしご意見がありましたら、入れております用紙にお書きいただいて、出口のところでお渡しくделаさいますようお願いします。

それでは、これをもちまして本日の流域治水検討委員会行政部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。